

都市再生整備計画事業評価懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日 制定)に基づき、旭川市が交付を受けて実施した都市再生整備計画事業の事後評価を実施するため、その内容に係る事項について意見聴取する都市再生整備計画事業評価懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(参加者)

第2条 懇談会の参加者は次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼したものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 商工会議所
- (3) 地域関係者

(会議の進行)

第3条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、地域振興部地域振興課において行う。

(開催)

第5条 懇談会は、令和元年11月に1回開催する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については、参加者からの意見を踏まえ、地域振興部地域振興課長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月17日から施行する。